

入院期間180日超の入院基本料について

入院期間が180日を超えると、患者様本人が希望して受ける特別な療養（選定療養）と見なされ、入院基本料に対する健康保険支給額が15%減額されます。

この場合、下記減額相当分を患者様より徴収いたします。

記

令和6年6月1日からの徴収金額

1日につき2,412円

病状等により徴収対象外となる場合があります。詳しくは1階入院窓口にてお問い合わせください。